

沿岸広域振興局長告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年4月3日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

- 1（1） 路線名 水海大渡線
  - （2） 供用開始の区間 釜石市両石町第4地割76番1地先内
  - （3） 供用開始の期日 平成27年4月3日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
    - イ 期間 平成27年4月3日から同年5月7日まで
- 
- 2（1） 路線名 桜峠平田線
  - （2） 供用開始の区間
    - ア 釜石市大字平田第9地割25番1地先内
    - イ 釜石市大字平田第9地割26番13地先内
  - （3） 供用開始の期日 平成27年4月3日
  - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
    - ア 場所 沿岸広域振興局土木部
    - イ 期間 平成27年4月3日から同年5月7日まで